

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市国民健康保険運営協議会（令和元年 第1回）
開 催 日 時	令 和 元 年 8 月 8 日 （ 木 ） 開会：午後1時30分・閉会：午後2時30分
開 催 場 所	行田市役所 2階 203会議室
出席者(委員)	11名
欠席者(委員)	4名
事 務 局	5名（健康福祉部長、保険年金課長・主幹3名）
会 議 内 容	議題 第1号 平成30年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算 について 第2号 国民健康保険税算定にあたっての基本方針について
会 議 資 料 他	配布資料 ・埼玉の国保（No.297～300）【県国保団体連合会発行】 ・国民健康保険の概要【県国保団体連合会発行】 ・運営協議会委員のための国民健康保険必携2019 【社会保険出版社発行】
そ の 他	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事 務 局	市 民 憲 章 唱 和 行田市国民健康保険規則第 5 条第 3 項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告いたします。 なお、この会議は公開されますが、本日は傍聴を希望する方はおりませんので、このまま進めさせていただきます。 それでは、これより令和元年第 1 回行田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。 初めに吉田会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 事 務 局	会 長 あ い さ つ ありがとうございました。 次に、国保事業者代表といたしまして、夏目健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。
健康福祉部長 事 務 局	部 長 あ い さ つ 次に、議事に移ります。行田市国民健康保険規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、吉田会長に議長をお願いします。よろしくをお願いいたします。
議 長 事 務 局	それでは早速ですが、次第の 3、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。
事 務 局 議 長	会議録署名委員選任の説明 ただいま事務局から説明があつたとおり、猪山委員さん、長谷川委員さんをお願いすることによろしいでしょうか。
議 長 事 務 局 議 長 委 員	異 議 な し ご異議がないようですので、さよう決定いたします。 両委員さんよろしくをお願いいたします。 次に、次第の 4、議題に入ります。 第 1 号「平成 3 0 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。 議題第 1 号の説明 ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。 特定検診事業費の説明で、よく聞き取れなかったのだが、対象者は 5, 7 0 0 人ということによいか。

議 長	事務局の答弁をお願いします。
事 務 局	当初予算で 5,700 人と積算していたが、結果的に受診者は、5,183 人でございました。
委 員	受診率は何％くらいか。
事 務 局	受診率は、34.9％で、前年と比べ 1.4％の増でございました。
委 員	受診率の基礎数は、5,700 人ではなくて、基になっている数字は何か。
事 務 局	実際に受診券を送っている対象者は、1 万 7,000 人位いるが、そこから毎年 30～40％を見込んで予算計上しており、平成 30 年度は 5,700 人分を予算計上したものでございます。
議 長	他に質疑等がありましたら挙手をお願いします。 ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。 議題第 1 号「平成 30 年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算」につきましては、原案のとおり 9 月定例市議会に提出することによろしいでしょうか。
議 長	異 議 な し さよう決定いたします。
事 務 局	次に、第 2 号「国民健康保険税算定にあたっての基本方針について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
議 長	議題第 2 号の説明 ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。
委 員	標準保険税率の見方だが、現行税率から変えた場合は、こうなのか。
議 長	事務局の答弁をお願いします。
事 務 局	標準保険税率は、あくまでも県が納付金算定にあたり、その納付金額を納める上で、必要な税率等を示したものであり、必ずしも標準保険税率にしなければならないというものではございません。
委 員	現実としてこれくらい上げる必要があるということか。
事 務 局	県への納付金については、保険給付費の伸びや被保険者数などの状況により毎年度変わり、それに伴い、標準保険税率も変わることになる。したがって、標準保険税率は、年度によって上がる場合もあれば、下がる場合もあり、毎年度変わることになるものでございます。

議 長	他に質疑等がありましたら挙手をお願いします。 ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。 議題第2号「国民健康保険税算定にあたっての基本方針」につきましては、本協議会として了承することによろしいでしょうか。 異 議 な し
議 長	さよう決定いたします。 次に、次第の5、その他でございますが、事務局から何かありますか。 事務局お願いします。
事 務 局	今回の運営協議会は、9月末頃を予定しております。会議室の日程等を調整し、改めてご通知申し上げます。以上でございます。
議 長	以上で、本日の議事の全てを終了いたしました。 進行を事務局にお返しいたします。
事 務 局	長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和元年第1回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。